

国保条例改正について（出産育児一時金）

改正を予定している条例及び規則

川越市国民健康保険条例、川越市国民健康保険に関する規則

【改正の内容】

出産育児一時金の額を改正するとともに、引用条項に係る規定の整理をしようとするもの。

【改正の概要】

川越市国民健康保険の被保険者が出産した場合、出産育児一時金として一出産あたり40万4千円を支給しています。ただし、当該出産が産科医療補償制度の対象であった場合は、産科医療補償制度の掛金1万6千円を加算した42万円を支給しています。

この度、令和4年1月1日以降の出産について、これまで1万6千円であった産科医療補償制度の掛金を1万2千円に引き下げること、また、社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」（令和2年12月23日）において、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金の支給総額について42万円を維持すべきこととされたことを踏まえ、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和3年8月4日に公布されました。

健康保険法施行令の一部改正に鑑み、川越市国民健康保険における出産育児一時金についても、支給金額の内訳を変更する必要が生じたため、条例を改正しようとするものです。

また、国民健康保険法の一部改正に伴い、引用条項に係る規定の整理をしようとするものです。

1 出産育児一時金の額を改正

（健康保険法施行令の一部改正、国民健康保険条例参考例の一部改正により）

出産育児一時金の支給金額（条例第4条）

出産育児一時金に加算する額（規則第42条）

※下線部分が条例で規定されている金額

※波線部分が規則で規定されている金額

・現行

産科医療補償制度の対象とならない出産

40万4千円

産科医療補償制度の対象となる出産

42万円（40万4千円＋産科医療補償制度の掛金 1万6千円）

・改正後

産科医療補償制度の対象とならない出産

40万8千円

産科医療補償制度の対象となる出産

42万円（40万8千円＋産科医療補償制度の掛金 1万2千円）

産科医療補償制度の対象とならない出産の例

- ・産科医療補償制度に加入していない医療機関での出産（海外での出産を含む）
- ・妊娠12週～満22週未満の出産（人口妊娠中絶のほか、死産、自然流産含む）

2 国民健康保険法の一部改正に伴う、引用条項に係る規定の整理

該当箇所（条例第6条）

・現行

本市は、法第82条第1項及び第2項の規定により被保険者の健康の保持増進又は保険給付のために、次に掲げる事業を行う。

・改正後

本市は、法第82条第1項及び第4項の規定により被保険者の健康の保持増進又は保険給付のために、次に掲げる事業を行う。

国民健康保険法の一部改正により第82条第2項が第4項に改められることに伴う規定の整理